平成２３年（フ）第３６７号
徳島市鷹匠町４丁目７番地の１
債務者　橋本　尚美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７０号
徳島県徳島市一宮町西丁997番地
債務者　立石しのぶ
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５６号
高知県室戸市室戸岬町5426番地
債務者　宮本　洋一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
高知県室戸市室戸岬町5426番地
債務者　宮本千枝子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第５８号
高知県安芸郡田野町803番地
債務者　西本惠美子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
福岡県飯塚市目尾1180番地２
債務者　若松　綾美
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１８２号
福岡県飯塚市有安962番地148　深田コーポ５号
債務者　高口　若子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月７日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１２８４号
千葉県習志野市津田沼６丁目７番39号第一ひまわり荘Ａ－４号
債務者　野村祐実子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２２号
千葉市花見川区三角町71番地３
債務者　山道　信行
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３７５号
千葉市若葉区都賀２丁目16番10号イザワビル８　201号
債務者　近藤めぐみ（旧姓仲田）
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１４号
千葉県市原市青葉台４丁目10番地13
債務者　竹末　和弘
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２４号
千葉市稲毛区作草部町796番地８
債務者　小川　松枝
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４５８号
千葉市花見川区朝日ケ丘２丁目７番６号ハイムにれの木202号
債務者　細川　明彦
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４７９号
千葉県千葉市緑区あすみが丘９丁目10番地15
債務者　仁平木の実
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１号
長野県伊那市上牧6281番地
債務者　唐木　　譲
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第８２号
長野県上伊那郡宮田村6294番地３
債務者　石澤　輝行
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第８５号
長野県伊那市狐島3817番地　北沢住宅８号
債務者　水嶋　一枝
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第２９６号
広島県福山市坪生町６丁目５番６－５号、旧住所広島県福山市新浜町１丁目２番27号　パレス新浜Ａ―102
債務者　小山　貴義
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係